



第1章

基本的考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 目標年度
4. 対象とする環境の範囲
5. 計画の位置付け
6. 計画の構成
7. 計画の推進体制
8. 計画の進行管理



1

計画策定の背景

本市は、城下町として栄えてきた歴史から、今日でも蔵造りを中心とした商家の町並みなど歴史的文化的遺産に恵まれています。そして、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林等、広大な水田や畑など自然的な環境資源も本市の特徴に挙げられます。また、首都 30km 圏の埼玉県南西部地域に位置し、農業、商業、工業といった各産業が発展してきました。戦後急増した人口は、平成 18 年 4 月現在で約 33 万人となっています。

一方、都市化の進展や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムやライフスタイルの浸透に伴って、エネルギー・資源の消費増大と廃棄物の増加、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害が深刻化してきました。更に、こうした日常生活や通常の事業活動に伴う環境負荷の増大は、地域での環境問題にとどまらず、地球温暖化*などの地球環境問題*の原因となっています。

第一次川越市環境基本計画（以下、「第一次計画」といいます。）を策定した平成 10 年以降は、各種環境保全施策の推進と、市民や事業者、民間団体及び市の各主体による取組が具体的に進み、確実にその成果が現れつつあります。他方、本市の人口増加率はピークを過ぎ、少子高齢化と緩やかな人口増加が進んでいます。市民の意識にも変化がみられます。快適な都市機能と良好な環境を兼ね備えたまちづくりに対するニーズが高まるとともに、市民、事業者、民間団体及び行政がパートナーシップ*を組み、協働による環境保全の取組もはじまっています。

世界での動きに目を転じると、人口増加や経済成長に伴ってエネルギー・資源の消費増大や地球温暖化などの問題が深刻化しています。

特に、地球温暖化問題については、気温・海面の上昇、洪水や干ばつなどの異常気象の増加など、人の健康や経済社会にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、平成 17 年 2 月の「京都議定書*」発効を契機に、国際的な取組が進んでいます。

地球温暖化

人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題

地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡み合っている。

パートナーシップ

様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

京都議定書

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第 1 約束期間（2008～2012 年）の間に、先進国等に対して温室効果ガスを 1990 年比で一定数値（日本は 6%）以上削減することを義務付けた、国家間の合意文書。



国においては、持続可能な社会（健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会）を目指し、平成18年4月に第三次環境基本計画を策定しました。

このような中、この第二次川越市環境基本計画（以下、「第二次計画」といいます。）は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成18年条例第36号）に基づいて策定しました。なお、第二次計画は、第一次計画の成果と課題を踏まえ、上位計画である第三次川越市総合計画との整合を図りながら、本市をとりまく環境や社会状況の変化などへの確に対応していきます。

2

計画の目的

第二次計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。市民、事業者、民間団体及び市が、力と知恵を出し合い、みんなで、川越の将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

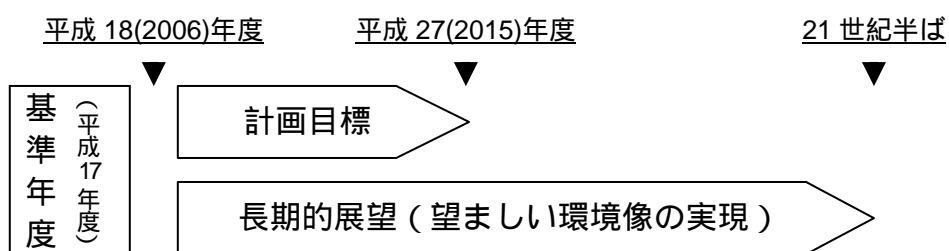


3

目標年度

平成 17 年度を基準年度として、目標年度は平成 27 年度とします。
ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばをも展望します。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。



4

対象とする環境の範囲

第二次計画は、次に示すように、足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえた範囲を対象とします。

| | |
|------|---|
| 地球環境 | 地球温暖化(資源、エネルギー)、酸性雨*、その他の地球環境問題、国際的取組 等 |
| 生活環境 | 典型 7 公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)、都市・生活型公害、化学物質、廃棄物 等 |
| 自然環境 | 地形・地盤、生物の生育・生息環境、自然景観(水田、畑、雑木林等)、水の循環 等 |
| 快適環境 | 都市のみどり、水辺、都市景観、歴史・文化 等 |

酸性雨

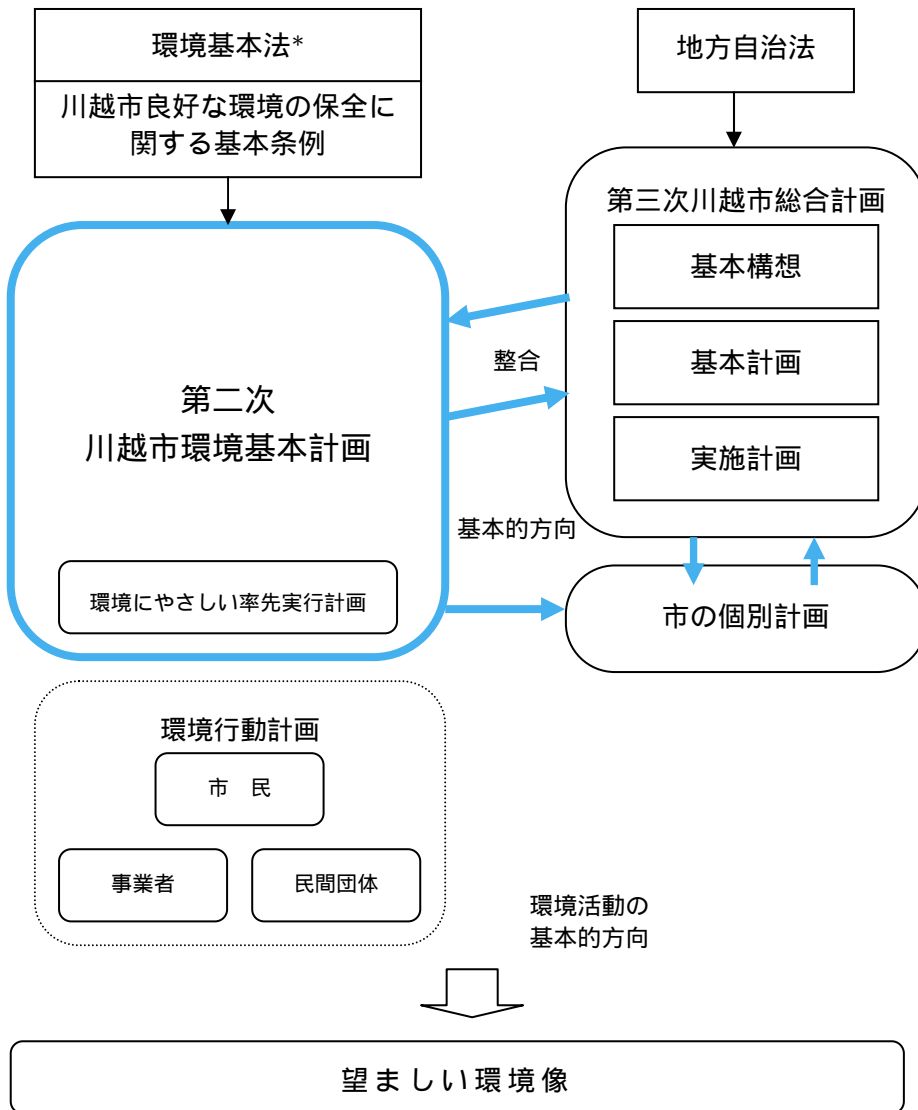
硫酸酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6 以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。



5 計画の位置付け

第二次計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づく計画であり、地方自治法に基づく第三次川越市総合計画を上位計画と位置付け、整合を図っています。また、市が定める個別計画に対して、環境の保全・創造の基本的な方向を示します。

また、市民、事業者及び民間団体に対しては、将来の望ましい環境像の実現に向けて、日常生活や事業活動における環境の保全・創造のための環境配慮行動計画などを別途策定します。



環境基本法
国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月に施行された。



6

計画の構成

第1章 基本的考え方

- ・計画の目的、目標年度、対象とする環境の範囲、計画の位置付け、推進体制や進行管理を明示しています。

第2章 環境の現状と課題

- ・第一次計画の現状と評価を総括した上で、将来の動向を見据え、市民意識を踏まえながら今後の課題を考えます。

第3章 計画の目標

- ・望ましい環境像と環境目標を示した上で、基本方針と施策の体系を明らかにしています。

第4章 施策内容

- ・環境目標及び基本方針に基づいた「12の施策」に関して、指標・目標値を掲げ、それを実現するための具体的施策を示しています。



7

計画の推進体制

7-1 各主体の役割と責務

将来の望ましい環境像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくことが期待されます。

市

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理などにおいて、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

更に、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し計画を推進していきます。

市民

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境保全及び創造のための積極的な行動を実践するように努める責務があります。

更に、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

事業者

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を順守する責務があります。また、業種・規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売など、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表などを通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。



民間団体

民間団体*は、それぞれの団体の特徴を生かした環境保全及び創造のための活動を自主的、積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動をする事が求められています。

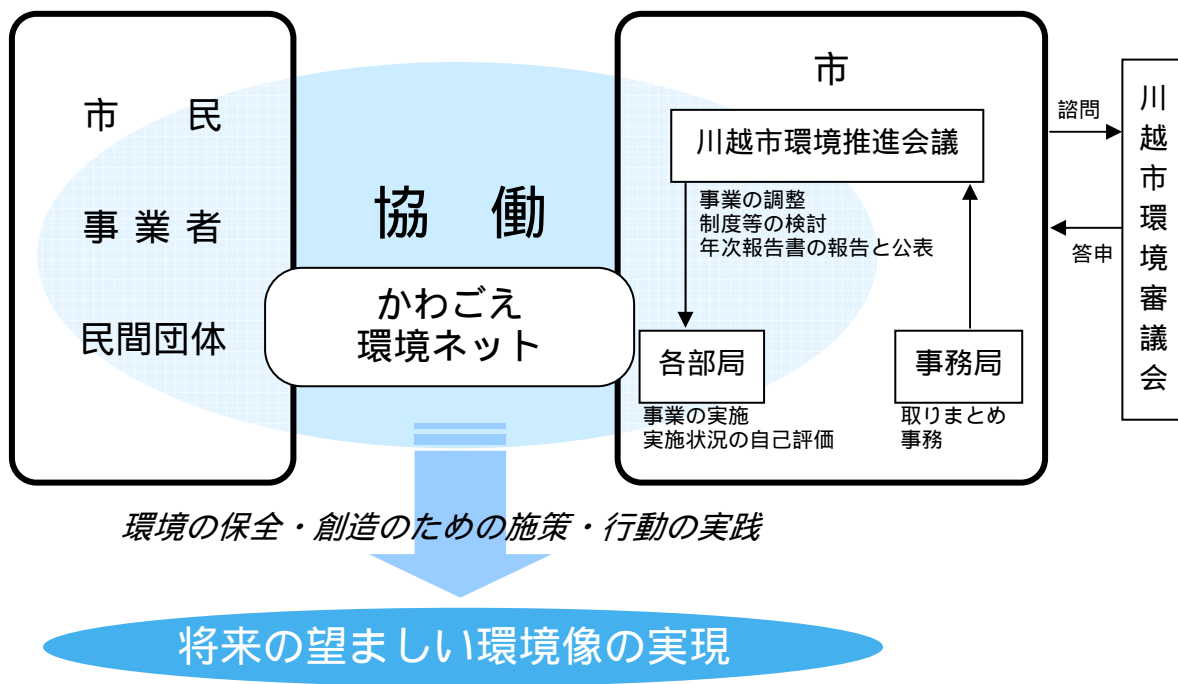
民間団体
行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

滞在者

川越市を訪れた観光者及びその他本市に滞在する人は、前述の市民、事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

7-2 協働による計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となることはもちろんですが、同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切です。





川越市環境推進会議

市の組織において、各部署の役割分担と同時に、横断的な推進体制を構築し、本計画に基づく施策・事業を実施します。

この会議では、計画の進ちょく状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

かわごえ環境ネット

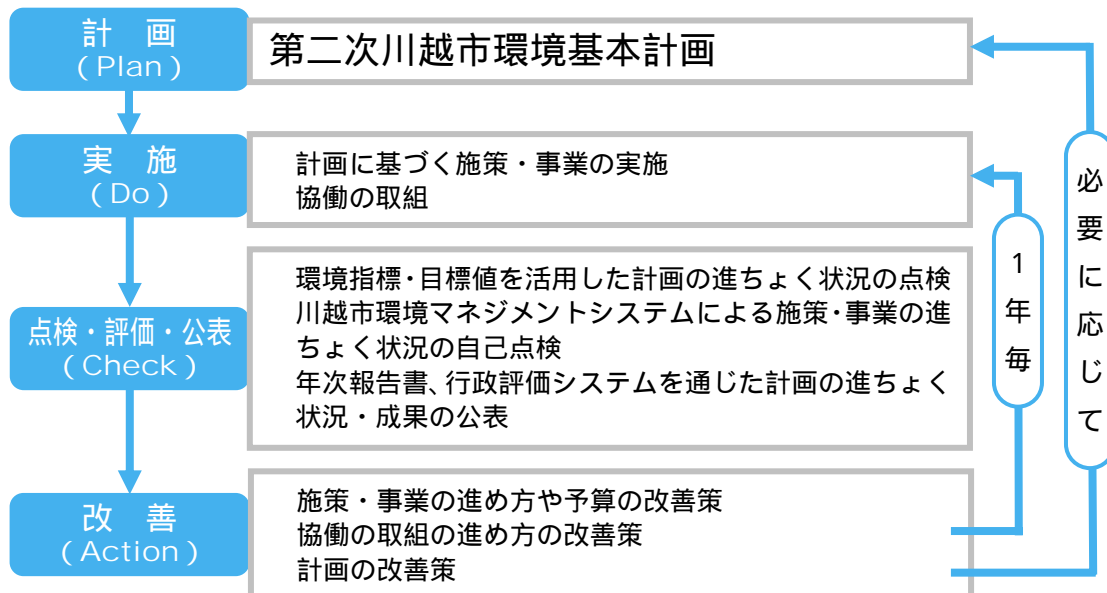
「かわごえ環境ネット」は、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織として、平成12年8月に設立されました。

第二次計画の推進において、かわごえ環境ネットと協働し、環境に関する活動や調査研究、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、各主体が一体となった取組を展開していきます。

8 計画の進行管理

8-1 進行管理の考え方

第二次計画の進行管理は、計画（Plan） 実施（Do） 点検・評価・公表（Check） 改善（Action）というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。





8-2 進行管理のポイント

環境指標・目標値の活用

第二次計画は、環境指標*・目標値を活用した、全体の進ちよく状況の点検を行います。

環境指標

環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては環境基本法に定められた環境基準がある。

川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施にあたり、国際規格 ISO14001*に適合した川越市環境マネジメントシステム*を活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進ちよく状況の自己点検を行います。

環境マネジメントシステム

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。

年次報告による公表、評価

市は、毎年度、計画の進ちよく状況の点検結果などについて、川越市環境審議会*に報告するとともに、年次報告書「かわごえの環境」、広報、インターネットホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させていきます。

環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第44条に基づき設置される機関。

また、計画に基づく施策・事業の成果・課題についての透明性の確保や予算等への評価結果の反映を図るため、行政評価システムを活用します。

計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、川越市環境審議会に諮り、環境指標や目標値などの見直しを行います。また、必要に応じて、計画を見直します。